

会 員 細 則

2020年1月1日

一般社団法人セキュリティ対策推進協議会

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人セキュリティ対策推進協議会（以下、SPREAD）定款第5条に基づき、この法人（以下「当法人」という。）の会員資格の得喪、会員種別、会費及び会員の権利義務 に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員種別)

第2条 当法人の会員種別は、定款第5条の規定により幹事会員、個人賛助会員、法人賛助会員、個人特別会員、法人特別会員、一般会員とする。

(入会)

第3条 入会しようとする者は、定款第6条の規定による条件を備えなければならない。

2. 一般会員に入会しようとする者は、前項の条件に加え、同年度の「SPREAD 情報セキュリティサポーター能力検定」に合格しており、かつ別途定める「情報セキュリティサポーター憲章」の遵守を誓っていること。
3. 一般会員として入会したものは、通称として「サポーター」と呼ぶ。

(入会金及び年会費)

第4条 入会金は無料とする。年会費は、毎年4月から翌年3月までの会費とする。

2. 幹事会員の年会費は、500,000円とする。
3. 個人賛助会員の年会費は、5,000円とする。
4. 法人賛助会員の年会費は、50,000円とする。
5. 個人特別会員の年会費は、無料とする。
6. 法人特別会員の年会費は、無料とする。
7. 一般会員の年会費は、無料とする

(会員特典)

第5条 会員は以下の特典を有する。

- すべての会員は SPREAD の活動、限定イベント等へ参加できる。
- すべての会員は SPREAD 主催の有料セミナーに会員割引価格で参加できる。
- 幹事会員には活動成果などの発行書籍・冊子等を配布する。(配布数に上限あり)

(保険等)

第6条 SPREAD の活動にあたり会員が参加する場合、理事会がその必要を認める場合に限り、ボランティア保険への加入を行うものとする。

(会員証)

第7条 一般会員には、電磁的に会員証を発行し、一般会員は必要により各自で印刷し、利用できるものとする。

2. 会員証には、会員の氏名、会員番号、発行日を明記するものとする。

(更新)

第8条 会員は年次更新とし、年会費を要する会員は、会費の納入をもって更新とする。

2. 一般会員を除く年会費を要さない会員は、定款第 5 条の規定による活動を行っていることを満たしたうえで、年次更新するものとする。
3. 一般会員は、第 9 条の更新要件を満たしたうえで、年次更新するものとする。

(一般会員更新要件)

第9条 一般会員の年次更新にあたり、サポーター検定合格者の一般会員は次のいずれかの条件を満たすものとし、マイスター検定合格者の一般会員は、次のいずれか2つ以上の条件を満たすものとし、更新時に会長に報告するものとする。

- (1) SPREAD 情報セキュリティ勉強会への参加
 - (2) ワーキンググループの会合への出席
 - (3) サポーターズミーティングへの参加
 - (4) WorkPlace で会員向けに公開している動画の視聴
 - (5) 他のセキュリティ関連団体等の開催するセミナー、イベント等への参加
 - (6) 他のセキュリティ関連団体等の開催するセミナー等での講演等
 - (7) 地元でのサポーター活動
2. 前項の「セキュリティ関連団体等」とは、セキュリティ関連団体、企業、官公庁、地方自治体、警察などを指すものとする。

(権利)

第10条 会員は、次のことを行うことができる。

- (1) 当法人が開催する会員限定の催しに参加すること
 - (2) 当法人の情報交換のための情報共有プラットフォーム WorkPlace を利用すること
 - (3) SPREAD 事務局管理の基で、WorkPlace に任意のグループを開設すること
2. 一般会員が WorkPlace の既存のグループに参加する場合は、当該グループのリーダーの承認を得るものとする。

(その他の規程)

第11条 当法人の定款及び本細則に定めのない事項については、会員からの申し出を受け、理事会にて判断するものとする。

附則

この細則は、2020年1月1日から施行する。